第一章第二節第八の〈注八〉を次のように改める。

〈注８〉繰延資産について

１　地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費等に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。

２　公立大学法人の債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。

第一章第二節第十二の二の⑴中「第97」を「第98」に、「第106」を「第108」に改める。

第一章第二節第十二の二の⑷中「第95」を「第96」に改める。

第一章第二節第十五の二中「もの及び」を「もの、」に、「ものは、」を「もの及び公立大学法人債（法第79条の３の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、」に改める。

第一章第二節第十六の二中「）及び」を「）、」に、「）は」を「）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は」に改める。

第一章第二節第二十の〈注13〉の⑷中「第88」を「第89」に改める。

第一章第二節第二十四の⑺中「第88」を「第89」に改める。

第一章第三節第三十六の一中「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に改め、同節第三十六の一に後段として次のように加える。

なお、連結貸借対照表においても同様である。

第一章第三節第三十六の二中「時に」を「により」に改め、「一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき」を削る。

第一章第三節第三十六の三中「未認識過去勤務債務とは」を「未認識過去勤務費用とは」に、「未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改める。

第一章第三節第三十六の四中「平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる」を「原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」に改める。

第一章第三節第三十六の〈注30〉中「退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない」を「次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない」に改め、同節第三十六の〈注30〉に次のように加える。

⑴　退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

⑵　退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

第一章第三節第三十六の〈注31〉中「長期の」を削り、「しなければならない」を「する」に改める。

第一章第五節第五十五の一中⑽を⑾とし、⑺から⑨までを一ずつ繰り下げ、⑥の次に次のように加える。

⑺　公立大学法人債（公立大学法人に限る。）

第一章第五節第五十五の二中⑰を⑳とし、⑬から⑯までを３ずつ繰り下げ、⑫を⑭とし、⑭の次に次のように加える。

⑮　預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）

第一章第五節第五十五の二中⑪を⑬とし、⑽を⑫とし、⑼を⑪とし、⑻の次に次のように加える。

⑼　一年以内返済予定長期借入金

⑽　一年以内償還予定公立大学法人債（公立大学法人に限る。）

第一章第五節第五十六の二中「第88」を「第89」に改める。

第一章第五節第五十七の一中

「	短期借入金		×××」を	
「	短期借入金		×××	
	一年以内返済予定長期借入金		×××」	に改める。

第一章第五節第五十七の二中

「	長期借入金		×××」を	
「	長期借入金		×××	
	公立大学法人債	×××		に、
	債券発行差額	×××	×××」	
「	短期借入金		×××」を	
「	短期借入金		×××	
	一年以内返済予定長期借入金		×××	
	一年以内償還予定公立大学法人債	×××		に、
	債券発行差額	×××	×××」	
「	前受金		×××」を	
「	前受金		×××	
	預り科学研究費補助金等		×××」	に改める。

第一章第七節第六十五の〈注44〉中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥の次に次のように加える。

⑺　金銭出資による支出（公立大学法人に限る。）

第一章第七節第六十五の〈注45〉中⑦を⑨とし、⑶から⑹までを２ずつ繰り下げ、⑵の次に次のように加える。

⑶　債券の発行による収入（公立大学法人に限る。）

⑷　債券の償還による支出（公立大学法人に限る。）

第一章第七節第六十七の二中

「	施設費の精算による返還金の支出	－×××」を、	
「	施設費の精算による返還金の支出	－×××	
	金銭出資による支出	－×××」	に、
「	短期借入金の返済による支出	－×××」を、	
「	短期借入金の返済による支出	－×××	
	公立大学法人債の発行による収入	×××	に改める。
	公立大学法人債の償還による支出	－×××」	

第一章第九節第七十六の〈注48〉の⑵中「第88」を「第89」に改める。

第一章第十節第七十七の⑴中「第88」を「第89」に改める。

第一章第十節第七十七中㉑を㉒とし、⑹から⑳までを一ずつ繰り下げ、⑸の次に次のように加える。

⑹　公立大学法人債の明細（公立大学法人に限る。）